〇リサイクルプラザに持ち込むことができるもの(個人用)

リサイクルプラザに直接ごみを持ち込む場合は、次の1~5のとおり分別をしてください。

1. 資源ごみ(食料・飲料のびん・缶)

飲料・食料のびん・缶











ジュース・ビール・ジャム・調味料・コーヒー・缶詰・海苔・お菓子などのびん・缶

○中をきれいにしてあること。

○ラベルはできるだけ取り除いてあること。

○キャップは はずしてあること。(キャップは不燃ごみへ)

2.不燃ごみ(縦・横・高さが60㎝以下の金属、ガラス、陶器、硬質プラスチック製品等)

小型の家庭用電気 製品















トースター、炊飯器、アイロン、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセ、ドライヤー、電子 キーボード、照明器具(蛍光管は取り除くこと)など

金属製、陶磁器、 ガラス製、硬質プラ スチック製の家庭 用品

















食器類、なべ、フライパン、植木鉢、花瓶、化粧ビン、窓ガラス、鏡、スプレー缶、 バケツ、プランター、ポリタンク、塗料缶、おもちゃ、ホースリール(ホースは取り除くこと)、 トタン、塩ビパイプ(60cm 以下に切断すること) など

- ○可燃性と不燃性の材質でできているものは、可能な限り可燃部分等(※)を取り除いてあること。 ※可燃部分等:木・合板、綿布、皮、ゴム、軟質プラスチック、発泡スチロールなど
- ○塗料、灯油、化粧品などの容器類は内容物を空にしてあること。
- ○スプレー缶は使い切ってガス抜きがしてあること。
- ○小型家電、おもちゃなどは電池を取り除いてあること。
- ○鉢などには土や植物が付着していないこと。食器などには食品が付着していないこと。

3. 不燃粗大ごみ(不燃ごみより大きい燃えないごみ。 寸法 1m×1m×2m まで)

大型の家庭用電気製品

※家電リサイクル法対象機器を除く













硬質プラスチック製、 金属製の家庭用品













ゴルフクラブ、スキー・スノーボード、物干し竿(2m 以下に切断すること)、脚立、衣装ケース、 スーツケース、自転車、家庭用小型遊具、マットレスのスプリングなど

○可燃性と不燃性の材質でできているものは、可能な限り可燃部分等を取り除いてあること。 (例:マットレス、マッサージ器、ソファ、いす、スーツケースなど)

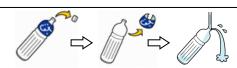
○ストーブは燃料が空にしてあること。

※材質が木製竹製のものは不可。

4. ペットボトル







飲料用、酒類用、しょうゆ、みりん風調味料のペットボトル

- ○ラベル、キャップを取り除き、きれいにしてあること。
- ●次のものは持ち込めません。持ち込めないペットボトルは可燃ごみに出してください。
- ×切る・塗装などして加工してあるもの ×汚れ・異物が付着しているもの
- ×油・ソース・化粧品など簡易な洗浄で臭いや内容物が取れないもの

5. ビデオテープ・カセットテープ

- ○本体(不燃ごみ)と磁気テープ(可燃ごみ)を分解しなくても持ち込めます。
- ●ほかのごみと同じ袋に入れないでください。降ろす場所が異なります。
- ○未使用シール、歌詞カード等の可燃部分は事前に分別してください。





持ち込めません

可燃物と不燃物の両方の材質でできているごみ

(可能な限り可燃部分が取り除いてあれば持ち込み可能)

分別していないごみ



発泡スチロール、タイヤ、ゴム・軟質プラスチック製品、生ごみ、木材・木製品、皮・布等可燃ごみ、古紙類、電池・バッテリー、蛍光管、















燃え殻、糞尿、動物の死体、消火器、水銀体温計、医療系廃棄物、薬品・火薬等及びこれらの付着した容器、発炎筒、高圧ガス容器

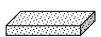


















土砂・瓦礫、瓦、レンガ・コンクリート・スレート等建設廃材、鉱物繊維等断熱・耐火材、耐火金庫、漬物石、ボウリング球、

















大型楽器、原動機付車両・器具、粉末類・液体類(調味料・食用油、燃料・油脂類、塗料、農薬等)、オイルヒーター

- ■事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物)
- ■法令等により、処理方法が規定されているもの
- ■その他適正な処理に支障を及ぼすおそれがあるもの

■持ち込めないものの処理方法につきましては、 お住まいの市町村のごみ分別表をご覧いただく か、市役所・町村役場までお問い合わせください。

●家電リサイクル法対象機器















エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機

「特定家庭用機器再商品化法(**家電リサイクル法**)」に基づく対象品は搬入できません。 小売店へ引き取りを依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。

●パーソナルコンピューター

デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、 ディスプレイー体型パソコン、 ディスプレイ(本体セット品・単体とも対象)









「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再資源化対象品のため、搬入できません。

各機器のメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ(https://www.pc3r.jp/)で回収申込み方法等が紹介されています。

鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ TEL 0859-68-4071 イラスト出典:経済産業省ウェブサイト